あつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（事業年度）

第二十条　土地改良区の事業年度は、一年とする。

2　前項の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、特別の事情があるときは、九月一日から翌年八月三十一日までとすることができる。

（役員の就任の届出の手続）

第二十一条の二　法第十八条第三項又は第十二項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十七項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（土地改良区の理事の要件の例外）

第二十一条の三　法第十八条第五項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員の数が、当該土地改良区の理事の定数に三を乗じて得た数を下回る場合

二　理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区の組合員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合

イ　耕作又は養畜の業務を営む者

ロ　耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者

ハ　耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族

三　当該土地改良区が土地改良施設の管理を行わない場合

（土地改良区の監事の要件の例外）

第二十一条の四　法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査又は指導を受ける場合

二　税理士又は税理士法人の指導を受ける場合

三　農林水産大臣が定める基準に従つて地方連合会から会計に関する指導を受ける場合

四　当該土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二　法第二十六条第二項（法第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

（新設）

場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（事業年度）

第二十条　法第十六条の事業年度は、一箇年とする。

2　前項の事業年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。但し、特別の事情があるときは、九月一日より翌年八月三十一日までとすることができる。

（役員の就任の届出の手続）

第二十一条の二　法第十八条第三項又は第十一項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十六項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（立候補の届出書に記載すべき事項）

第二十一条の三　令第十七条の三第一項の立候補の届出書には、候補者となろうとする者の氏名又は名称、生年月日、本籍、住所及び職業又は事業を記載しなければならない。

（新設）